



# ●旅行条件書 (募集型企画旅行の部) つづき

金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関する部分に相当する代金をお客様に払い戻します。  
※当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、運賃料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に関する金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

- 2) 当社の解約、お支払い  
ア) 旅行開始後も、次の事項に該当する場合は、当社はお客様に予め理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
  - a お客様が病気、重要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
  - b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者の旅行旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
  - c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の旅行に与えない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき
  - d お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき
- イ) 解除の効果及び払い戻し  
本項(2)アに記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項(1)イによりお客様が取消料を支払って旅行契約の解除をする場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、運賃料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様への負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がすでに提供を受けていない旅行サービスに関する部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者へ支払い又はこれらを支払うべく取消料、運賃料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ) 本項(2)ア.ロ.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様が出発地に居るための必要な手配をいたします。この場合に要する一切の費用はお客様の自己負担となります。
- エ) 当社が本項(2)アの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、得来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、

3) 旅行代金の払い戻しの期間  
当社は、第15項の(2)3(4)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定によりお客様へ支払った当社が旅行契約を解除した場合、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

4) 本項(3)の規定は、第20項(規定)又は第22項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し、かかる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われらる場合は、旅行契約にしたがって旅行サービスの提供を確保に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) お客様は旅行開始後終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無はパンフレット等に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行には添乗員が、同行しない旅行には旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全て又は一部を行います。
- (3) 添乗員又は現地係員が同行しない旅行には、現地において当社が手配を代行する者(以下「手配代行者」といいます。)により旅程の管理を行わせ、その者の連絡先を最終日表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法のためにも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要です。ご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 20 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。)
- (2) 手配代行者または、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に変更して手配する者(現地手配会社)をいいます。
- (3) 当社は手配代行者が手配した運送・宿泊機関等のサービス提供機関の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合は、当該サービス提供機関の責任となります。
- (4) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
  - ア) 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ) 官公署の命令、出国規制、伝染病による隔離又はこれらによつて生じる旅行内容の変更、旅行の中止
  - エ) 自由行動中の事故
  - オ) 食中毒
  - カ) 盗難・詐欺等の犯罪行為
  - キ) 運送・宿泊機関等の遅延・不通、スケジュール変更・経路変更等又はこれらによつて生じる旅行日程の変更・目的地的滞り時間の短縮
  - ク) 運送・宿泊機関等の事故、火災又は第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故により障害治療費用、病費による死亡・治療費用・賠償責任・救護者費用等には一切適用されません。
  - ケ) その他、当社の関与し得ない事由
- (5) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対してお申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)賠償いたします。
- (6) 航空運賃約款又は航空会社の定めにより日程上実際に利用できない機種の予約(重複予約)をされた場合、航空会社が予約が取り消されることにご注意ください。その場合、当社は責任を負いかねますのでご予約の際は十分ご注意ください。

## 21 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によつて身体に傷害を被ったときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、攝影機等のアイテム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償致しません。  
※事故による傷害治療費用、病費による死亡・治療費用・賠償責任・救護者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダー・バイク、バイク・オートバイ、乗用車、超軽自動車(モーターライオン、マイクロオートバイク、カトルライオン等) 搭乗、チャイロクロス機 搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは当社は本項(1)の補償金及びお見舞金をお支払い致しません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれるときは、この限りではありません。

- (3) 当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (4) 当社は次に示すお支払い対象旅行の日程から離れて行動するための手配を受けるとありますが、この場合当該特別旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務及び前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。
- (6) お客様が募集型企画旅行の行程から、復帰の有無及び復帰の予定日時等の連絡なしに離脱した場合は、当該離脱中にお客様が被られた損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めることにより、募集型企画旅行参加中の事故とはみなされないことから、補償金及び見舞金を支払いません。
- (7) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (8) ただし、パンフレット及び旅行日程表において、これを手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、その旨をホームページ、パンフレット等に明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

## 22 お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社がお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様が当社との旅行契約の締結に際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書に記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときとは、旅行日程において遅やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることあります。これを当該旅行の帰途に帰すべき事由によるもの場合、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定の方法で支払わなくてはなりません。

## 23 オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加代金を收受して当社が実施する企画旅行(以下「当社実施のオプションツアー」といいます。)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。
- (2) オプションツアーの企画者が当社の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規程に基づき賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの履行に関する企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行される現地法人及び当該企画者の定めにより、
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規程は適用されず、それ以外の責任は負いません。

## 24 旅程保証

- (1) 当社は、次表に掲げる内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②で規定する変更を除きます。)、第9項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。  
ただし、当該変更事項について、当社は第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金を支払いません。  
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合は変更補償金を支払います。)  
ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変  
イ) 暴動  
ウ) 騒動  
エ) 官公署の命令  
オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止  
カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運送計画によらない運送サービスの提供  
キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置  
ク) 17項の規定に基づき旅行契約が解除されたことによる当該解除された部分に関する場合、当社は変更補償金を支払いません。  
③パンフレット等に記載した旅行サービスを受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1年の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である時は、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社が第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に関わる変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社が同項の規程に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその差額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもつて、金銭による変更補償金の支払いに代えていただくことがあります。

## ●変更補償金

	変更補償金の額は一律につき下記の率 ×お支払い対象旅行代金	
	当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合 旅行開始日以降に お客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行目的の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関等の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを超った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地の変更又は旅行開始した地域の異なる場合の変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間で行われる旅行の種類又は設備の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊期間の等級が契約書面に記載した宿泊期間の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①〜⑧に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があつた事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合は、旅行開始日とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替へた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
注3: ③号又は④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
注4: ④号に掲げる運送機関の種類又は会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注5: ④号又は⑥号もしくは⑨号に掲げる変更が「乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であつて、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。  
注6: ⑦号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、または当社の営業所もしくは当ホームページでご開覧に供しているリストによります。  
注7: ⑨号に掲げる変更については、①号から⑧号までの率を適用せず、⑨号によります。

## 25 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2015年12月を基準としています。また旅行代金は、2015年12月以降に発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

## 26 その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物を添乗員・現地係員に依頼された場合その他に伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による物品の紛失・費用の回収に伴う諸費用、別行動手配に諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等に案内することがありますが、ご買入れの際には、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手伝いはいたしません。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ずお手元にご用意いただき、その手続きは土産・空港等でご確認の上、お客様ご自身で行ってください。リونتナ条約/国内諸法令等により日本への持ち込みが禁止されている品物がござい、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社はいかような場合も旅行の再実施は致しません。
- (4) 子ども及び幼児の旅行代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発のものについては、各コース日表に記載している出発空港を出発(集合)してから、当該空港へ帰着(解散)するまでとなります。
- (6) 日本国内の正規航空会社(本項⑤の発着空港までの区間を、普通運賃又は航空会社の定める正規引運賃等)を別の手配とした場合、当該区間は募集型企画旅行参加中とはみなしません。
- (7) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ登録等は、お客様ご自身で航空会社お客様センターで行っていただきます。利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも第20項(1)及び第24項(1)の責任を負いません。
- (8) 契約に関するお客様と当社の紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

## 27 個人情報の取扱いについて

旅行申込書にご記入いただく個人情報は、個人情報保護に関する法令及び指針、並びに当社の社内規定に従い、適切な管理、利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、個人情報保護管理者を任命し、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための保護策を講じています。個人情報保護管理者の連絡先  
TEL:002-0082 東京都千代田区一番町4-25 柏根屋第五ビル4階
- (2) 当社は個人情報を以下の目的で利用いたします。
  - 旅行に関する諸手続のため
  - 運送・宿泊機関等の手配のため
  - お客様との間の連絡のため(緊急時の連絡を含む)
  - 保険加入手続きのため
  - アケントの依頼やご意見・ご感想の伺いのため
  - 商品・サービスの案内のため各個人情報の項目のご案内はお客様の任意判断により、ご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス・対応が受けられないことがありますので、予めご了承ください。
- (3) 当社は旅行に関する諸手続、また運送・宿泊機関等のサービス手配のため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗氏名等を運送・宿泊機関、大使館、出入国管理官等に、書類又は電子データにより、提供することがあります。
- (4) 当社は個人情報の取扱業務の全部又は一部を個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認められた委託先へ委託する場合があります。
- (5) お客様は、当社に対してご自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止)に関して、以下の問合せ窓口にお申し出することができます。

株式会社コンパクトシー  
TEL:002-0082 東京都千代田区一番町4-25 柏根屋第五ビル4階  
TEL:03-5226-7411

## 旅行代金の返金に関するご注意

当社は、お客様のご都合による取消し及び返金が生じた場合の返金に伴う取扱手数料は、お客様の自己負担とさせていただきます。ご返金方法は、当社店頭での現金による返金、金融機関のお客様の口座へのお振込み、又はクレジットカード会社を通じての返金(クレジットカード支払いの場合のみ)のいずれかとさせていただきます。予めご了承ください。

## 空港諸税・燃油サーチャージについて

- (1) パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んでいる契約成立後のこの契約の場合、空港諸税は別途お支払いいただきます。また、契約成立後の燃油サーチャージの増減等による追加徴収及び返金は致しません。
- (2) パンフレット等で旅行代金に燃油サーチャージを含まない企画旅行のご契約の場合、航空諸税・燃油サーチャージは別途お支払いいたします。また、契約成立後、航空会社が燃料及び燃油サーチャージの増減があった場合には、差額の追加徴収及び返金させていただきます。燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の料金は所定の取消料を申し受けます。  
外資航空運送協会 (IATA) が定める航空業界上の為替が著しく変動した場合、外国建て円貨換算による空港諸税や燃油サーチャージの差額を追加徴収及び返金いたします。

## 渡航先の状況について

- (1) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (2) 渡航先(国又は地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申し込みの際、予約担当スタッフにお問い合わせください。また外務省「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

## お申し込み時のお前の表記について

当社所定の申し込み書のローマ字氏名を記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている姓(お名前)をご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・乗船券の発行発行、関係する機関への氏名訂正等が必要となります。この場合、当社がお客様の交渉の場面に準じて第16項のお客様取扱手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もございます。この場合には第17項の当社所定の取消料をいただきます。

## 保険のご加入について

ご旅行中の病気等の治療費の負担額、盗難や傷害等の事故に対する補償、事故の際の加害者への損害賠償請求等、日本と海外とは、システムが異なります。当社では全てのお客様に安心してご旅行をいただくために、海外旅行保険へのご加入を強くおすすめいたします。ご加入方法やプラン等詳しい保険内容は、当社スタッフへお問い合わせください。

## 株式会社コンパクトシー

観光庁長官登録旅行業第1898号  
一般社団法人日本旅行業協会 (JATA) 正会員